

若狭湾沿岸における海村の生業競合と地域社会

——常神半島・三方五湖をとりまく村々の地域的分業

長谷川裕子

はじめに

本研究は、中世から近世前期における若狭湾沿岸海村を事例に、海に面した村の生業のありようと、生業をめぐる競合・軋轢が生み出す様々な社会関係について分析し、村の生業の維持および変遷と、地域的分業の実像について解明することを目的としている。具体的な地域としては、若狭国の三方五湖沿岸地域（現福井県美浜町・若狭町）のうち、日向浦・早瀬浦・久々子村など、常神半島東岸の海に面した浦々を対象としている（図1参照）。

自然災害が頻発し、感染症が蔓延する昨今、人びとの「生存」に関する研究が歴史学においても求められてきている現状のなかで、人びとの「生存」を支える生業に注目し、環境や地域の地形的特質をふまえつつ、その実像に迫ることは、日本中世史・近世史研究の課題であるといえる。近年では、村論の進展にともない、人びとの生き延びるための行動や仕組みについての解明が進み、また多様な生業をもつ村が、利益を獲得して生業を維持していくために、周辺地域と様々な関係を取り結んでいた地域社会のあり方について追究されつつある。

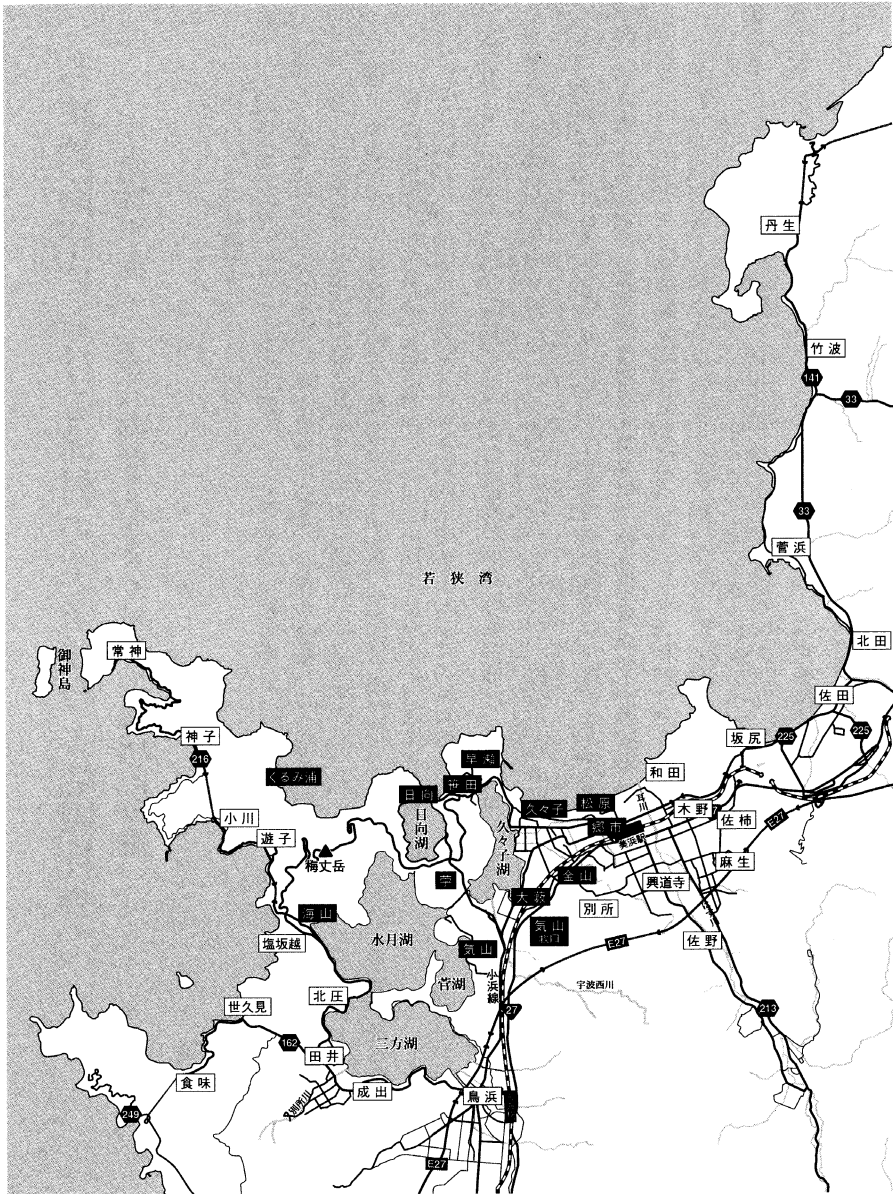


図1 福井県美浜町・若狭町周辺絵図(ゼンリン5万分1地形図「西津」「竹波」より作成)

一方、いわゆる「漁村」と呼ばれた海に面する村々については、近年、漁村が漁業のみで成り立っていたわけではなく、製塩や海運などを組み合わせた複合的な生業を持つていたことに着目し、「海村」という用語を用いて分析する潮流が主流となっている。⁽¹⁾ そうした研究においては、生業の組み合わせのパターンによって海村を類型化し、その特徴を地形的環境や周辺村との関係から位置づけようと試みられている。その成果は、海に面した村イコール漁業中心の生業という見方を一変させ、様々な「顔」をもつ海辺の村が存在すること、それ故に一つひとつの海村の実像を丁寧に掘り下げていく必要があることを提示したといえる。また、漁業を生業とする海村においても、漁場利用をめぐる関係は多様であり、水産資源の確保や、そのための漁場の請負制度などに注目し、漁場というテリトリーのあり方について追究する研究が、特に近世史研究を中心に進められている。⁽²⁾ こうした研究からは、生業の競合によって従属的にならざるを得ない状況のなかで、いかに生業を維持していたのか、また限りある資源をどのように融通し合いながら共生していたのかについて説明する必要があることが、明示されたといえる。

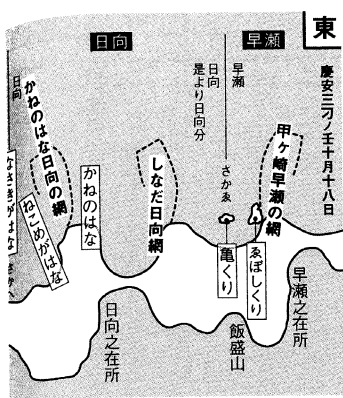
以上のような研究状況をふまえ、その上で課題となることは、多様な生業をもつ海村が、どのようにしてその生業を獲得し、維持してきたのかという点を、中世から近世を見通して追究することにあると考える。中世史・近世史研究において、海村はそれぞれに類型化されてその特徴が整理されてはいるが、そのような特徴をもつ海村が、中世から近世にかけて自らの生業をどう変えていったのか、あるいは生業の競合によって生業を転換していくことが地域社会にどのような影響を与えたのか、といった問題については、まだそれほど研究が蓄積されていない。そこで、本研究では、若狭湾沿岸海村のうち、常神半島東岸の海村とその周辺村を素材に、戦国時代から江戸時代前期にかけての生業をめぐる競合・軋轢と、それによって変化する生業と地域社会との関係について説明を試みたい。

若狭湾の最奥部に位置する常神半島の入り組んだ海岸線は、湾の沿岸を回遊する魚の進路を建網で塞ぐ定置網漁業に適した好漁場として、古くから利用されている⁽³⁾。現在、常神半島の東海岸には集落はなく、分水嶺から海岸線にかけて、そのほとんどは半島の付け根に所在する日向浦の地先となっている。しかし、東側海岸線の一部に、日向浦の東側に隣接する早瀬浦の地先があり、飛び地の様な形で入り組んでいる。このような飛び地が形成された背景には、中世以来の日向浦と早瀬浦との生業をめぐる確執が存在していた。まずはじめに、常神半島東岸をめぐる両浦の関係について確認した上で、常神半島東岸における生業の場の特徴を明らかにしていく。

一 競合の場としての地先の海

常神半島東岸の漁場をめぐる日向浦と早瀬浦との生業競合を理解するための素材の一つに、慶安三年（二六五〇）十月に発生した日向浦・早瀬浦との漁場相論の際に早瀬浦側からの証拠文書として提出された絵図がある⁽⁴⁾（図2参照）。この時の相論は、常神半島東岸における日向浦の生業を早瀬浦が阻害したとして、日向浦の刀禰百姓中が訴訟を申し立てたことに端を発している⁽⁵⁾。日向浦からの訴えに対して、絵図を添えて返答した早瀬浦の

言い分を見てみると⁽⁶⁾、両浦の相論の論点は多岐にわたっている。図2によれば、日向湖から北西に延びるリアス式海岸の各所に設置された漁場の名称とともに、両浦の境目が細かく入り組んで設定されていることがわかる。非常に複雑な占有状況にあるが、実は現在においても梅丈岳から東海岸側を見下ろした湾から半島の先端にかけては、図2にかなり近い形で日向浦と早瀬浦の地先が交互に入り組んで存在して



るが故に競合が激化したと考えられるが、このような複雑な生業の場が、日向浦と早瀬浦との競合のなかで形成された歴史的経緯について、もう少し時代を遡って探っておきたい。

現存する関係史料において、常神半島東岸における両浦の相論が確認できるのは天正五年（二五七七）のことである。⁽⁸⁾この時は、織田信長から常神半島を含む若狭国三方郡一帯の差配を任されていた粟屋越中守勝久配下の粟屋美作守長景と市原八郎右衛門尉から、「くるみよりさかいと」の間に早瀬浦の網を立ててはならない、との判決が下っている。⁽⁹⁾「さかいと（堺土・境戸）」とは、図2に「さきあど」と記されている場所に相当し、慶安三年段階では早瀬浦の地先となっている。境戸の網場からくるみ浦にかけての漁場が、粟屋等の判決で日向浦に利権が承認されたわけだが、では元々は日向浦の漁場であつたかというところ、そう単純な話でもないようである。というのも、早瀬浦は、くるみ浦に設置した網について、「日向浦鯽網之前、早瀬之物、和多田次郎右衛門尉同心にて、新義ニ網おろし」たと述べているのである。⁽¹⁰⁾粟屋・市原・和多田は、ともに織田信長勢力が若狭に入ってくる前までの若狭武田氏の重臣であつたと考えられる。⁽¹⁰⁾織田政権下の天正五年段階では、若狭武田氏の旧臣が若狭の各所の支配を任されていたようであるが、そうした元旧臣同士のイニシアティブ争いが、浦々の生業競合と連動していたことをうかがうことができよう。

天正五年には、一旦は日向浦の利権が確保されたが、その後天正十二年（二五八四）には、豊臣政権下で三方郡を領した木村隼人佐定重配下の木村由信によって、「くるみ浦海山共」の占有が早瀬浦に認められている。⁽¹¹⁾上級権力の交代が、生業の現場での利権確保に大きく影響を与えたことが予想されるが、そうした状況とは別に早瀬浦の利権を認める判断が下された背景には、どのような状況の変化があつたのだろうか。

【史料1】 永祿元年（二五五八）十月十六日 粟屋甚右衛門等連署浦山安堵状写

〔渡辺六郎右衛門家文書〕三一、「福」資8）

一、くるみ浦海山之事

右此うミ山（公方）において者、さうい有間敷候、此上（相違）いつかたからなり共罷出候て、何かと申もの御座候へ者、其時之（公方）くばうとしてくせ事（公方）ニ可仕物なり、仍而為後日之状如件、

永禄元年

（粟部）甚右衛門 書判

十月十六日

（和歌山）二郎右衛門 書判

（市野）八郎右衛門 書判

くるみ惣百姓中

【史料1】は、若狭武田氏の重臣が「くるみ惣百姓中」に宛てて出した安堵状である。これによれば、日向浦と早瀬浦が相論となる天正五年から遡ること二〇年程前、争点となっていた「くるみ浦」にはまだ人の住む集落が存在していたことがわかる。実際に、寛文十二年（一六七二）に描かれた絵図にも「くるみ浦在所ノ跡」と記されていることから、退転した集落の痕跡が江戸時代にも残っていたことが確認ができる（後掲図4）。しかし、「くるみ惣百姓中」は、【史料1】の永禄元年を最後に史料から姿を消してしまふ。くるみ浦が退転した時期について、早瀬浦側は寛文十二年より「百年計以前ニたいてん仕候」と述べていることから、元龜三年（一五七二）頃とみている⁽¹³⁾。一方で日向浦は、「早瀬浦よりくるみ浦退転仕候儀、百年以前と申上候得共、此儀分明ニて覚不申と奉存候」とした上で、「くるみ退転之儀者、百五十年余に及申候」と述べ、退転の時期を大永二年（一五三二）頃と捉えている⁽¹⁴⁾。両者の見解には相違が見られるが、くるみ浦が退転したことについては異論はないようである。では、くるみ浦の退転が両者の相論にどのような影響を与えたのだろうか。

【史料2】（寛文十三年）日向浦・早瀬浦赤石山相論ニ付口上書之覚

〔渡辺六郎右衛門家文書〕、「県複本」N 016、「美浜」1783

口上書之覚

一、日向浦と申ハ、凡千年以来之村ニテ御座候、早瀬浦と申ハ、日向より以後之村ニテ御座候、其証抛分明御座候、日向之枝村に古くるみ浦と申在所御座候、此くるみ退転仕申ハ九拾年におよひ申と存申候、只今早瀬より進退仕候境戸山と申ハ、古くるみ浦の山にて御座候を、早瀬浦へ買取申候間、沽券状可有御座候、此沽券状御吟味被為成御覽被下候者、山境分明にしれ可申と奉存候、其後くるみ浦退転仕候時、くるみ浦之百姓魚見大夫と申もの早瀬浦へ浪人仕ニ付、相残ル山も早瀬浦より進退仕候御事、（後略）

「くるみ惣百姓中」のうち、最後の住人と思われる「魚見大夫」は、くるみ浦が退転した後は早瀬浦に移住したようで、その関係もあつてか、くるみ浦が占有していた山は、くるみ浦退転以前に購入した境戸山を含めすべて早瀬浦の支配する場となつたと、寛文十二年相論の際に書かれた【史料2】からは読み取ることができ、つまり、くるみ浦集落の退転と、その地の百姓の移住が、くるみ浦地先の漁場の利権を大きく転換させるに至る、一つの要因になつたと捉えられよう。⁽¹⁵⁾ また、【史料2】からは、山の占有が海の占有と連動していること、すなわち、海の境は山の境の延長上に設置されることも確認することができる。早瀬浦にとつて、「境戸山」の帰属がくるみ浦の漁場の確保には不可欠であつたことがわかるのである。このように、日向浦と早瀬浦との地境の入り組み状況は、くるみ浦の退転に起因していたことは明らかである。しかし、こうした利権関係が地域社会のなかで定着していくためには、継続的な実力による漁場の占有が必要となる。

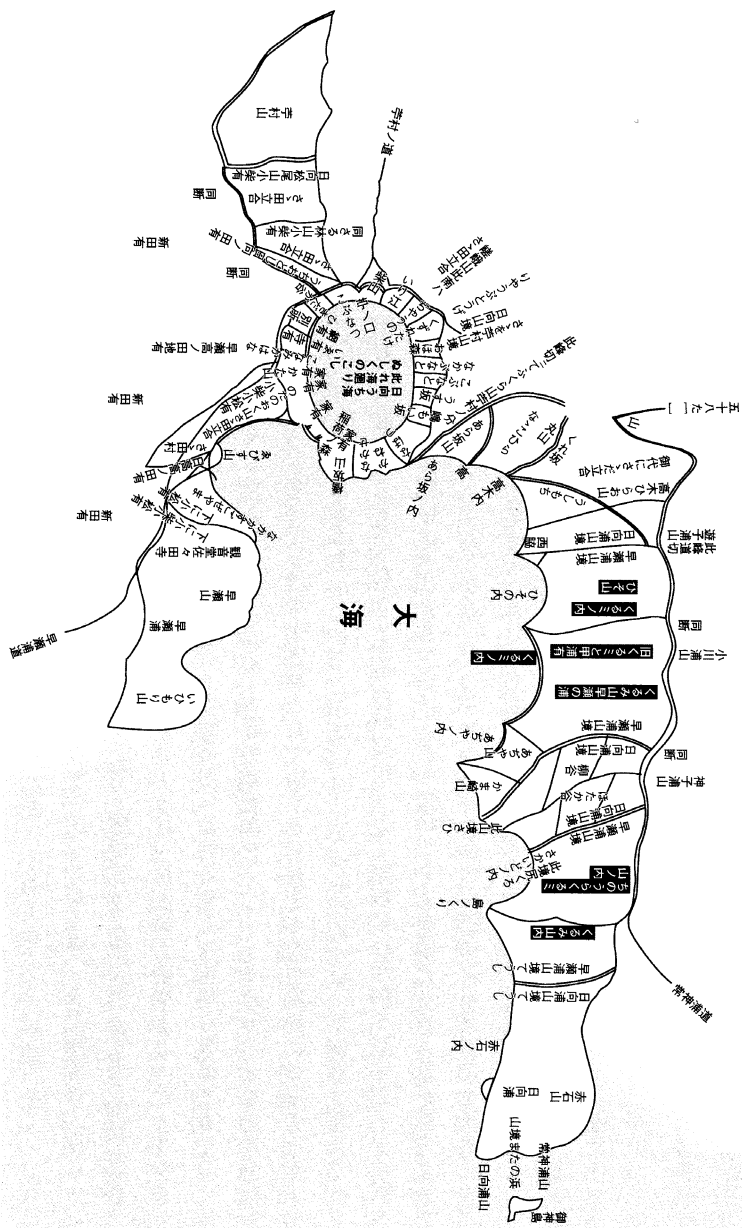
天正十五年（一五八七）には、以前より争点となつていた「さかあと（境戸）」網場をめぐつて相論となつて

(16) いる。これは天正五年の相論の再燃といえるが、ここで日向浦に漁場の利用が安堵されていることから考えると、先に早瀬浦に安堵された「くるミ海山共」には境戸網場は含まれていない、という判決であったことがわかる。その後文禄二年（二五九三）にも、境戸網場に早瀬浦が新規に網を立てたことで両浦の相論が激化している。小浜の浅野長吉（長政）の法廷において吟味され、最終的には、浅野に代わって入部した木下勝俊の裁決により、これまでの証拠文書を多数所持していた日向浦の勝訴で幕を閉じたが、その決着は簡単ではなかったようである。争点となった境戸網場には、日向浦が「むかしより大網をたて申、れうを」⁽¹⁷⁾行ってきたが、「去年文禄式年四月十四日ニ隣郷ニはやせ浦と申所御座候、彼浦ヨリ新義ヲかまへ、彼日向浦の大あみの場之まへニ大あみを新義ニこしらへたてきり申候て、魚のかよいヲとめ申」したことで相論が勃発している。⁽¹⁸⁾日向浦は、浅野長吉（長政）の法廷に訴え小浜で早瀬浦と対決し、一旦は日向浦の勝訴となったが、「我等之在所ハ、⁽¹⁹⁾彈正様御小人藤若と申の知行にて御座候、又ははやせハ浅野平右衛門殿の御知行にて御座候へは、はやせのひいきつよく御座候ニ付而、公事之段すきと相済不申」という有様であった。一方早瀬浦は、領主である浅野平右衛門が在陣中ということもあり訴訟が進まない状況のなかで、「殊更当年三月十七日ニも我々領内ニ毎年よりあみおろし申候所へ、はやせ之百姓共お、せい参候て、ぬす人を仕、あみをきり取罷帰、いまに彼あみをも返シ不申候」と、実力による占有を押し進めようとしているのである。前年に日向浦の勝訴となつている境戸網場について、早瀬浦が執拗に網を立てるのは、【史料2】にあるように、早瀬浦側としては「境戸山」までをくるみ浦と捉えているためであろう。また、早瀬浦が日向浦の大網を切るという実力行使に出ている背景には、日向浦の領主よりも浅野家中のなかで影響力の大きい早瀬浦の領主浅野平右衛門次吉や舎弟浅野小十郎吉政の後ろ盾が存在していたためと考えられる。昔からの証拠文書を所持し、「はやせ・ひゆか^(日向)の隣郷の者共」も味方をする日向浦に対抗するために、早瀬浦はめまぐるしく変わる織豊期の若狭の領域支配者たちにいち早くアクセスすることで、なんとか漁場を確保し

ようとしていたことがわかる。逆にいえば、常神半島東岸の漁場利用における日向浦の優位性を、早瀬浦は訴訟ではなかなか覆せない状況にあったといえよう。⁽¹⁹⁾

江戸時代初頭まで二人の刀禰が漁業を主導していた日向浦は、⁽²⁰⁾近隣海村の地先網場を請け負うほか、⁽²¹⁾越前国の河野浦や能登国、但馬国へも船を出して網漁を操業していたことが確認できる。⁽²²⁾「古代より日向之家職第一大網」と自ら述べているように、日向浦は漁業に特化した海村であったといえる。一方で早瀬浦は、日向浦との相論が激化する以前から、東側に隣接する久々子村とも漁場争いをしていたように、⁽²⁴⁾なかなか排他的な漁場を確保することが困難な立地にあつたようである。そのため、早瀬浦がその生業を安定化させるためには、継承した「くるミ惣百姓中」の漁場および山の範囲を確定することがなにより重要であつた。この点を強調して訴訟が行われたのが、冒頭に挙げた慶安三年の相論である。この時、新儀の網立を日向側から訴えられた早瀬浦は、係争地を単に網場名で記述する日向浦に対し、「くるミの領内かまが崎」や「くるミの領内ひそ」・「くるミの領内さきあど」など、すべての係争地に「くるミの領内」と冠して呼称している。⁽²⁵⁾一二年前の寛永十五年（一六三八）の相論の際には、「ひそ」や「さきあど」網場が争点となつても、「くるミの領内」ではなく、「早瀬之領内」「早瀬のあミば」と書かれており、⁽²⁶⁾元くるみ浦領であることを殊更強調しているようににはみられない。しかし、竈ヶ崎網場については、寛永十五年の相論では木村由信による「くるミ領内海山共に早瀬浦江永代被仰付候」という判決を持ち出して訴えたためか、早瀬浦の権益が認められている。⁽²⁷⁾そのため、慶安の相論でも、くるみ浦の持ち分の継承者としての立場を意識しながら、係争地すべてを「くるミの領内」と位置づけて相論を戦つたのではないだろうか。残念ながら年未詳ではあるが、早瀬浦と日向浦の両方に伝来する絵図である図3をみると、早瀬浦分の海山には「くるミの内」や「くるミ山ノ内」と記されていることが確認できる。⁽²⁸⁾このように、慶安三年の絵図にみえ、さらに現在まで継承された常神半島東岸の入り組み状況は、地先漁業では不利な環境にありながらも、生業の場

図3 早瀬・日向面蒲網場絵図(年月日未詳「上野山九十九家文書」より作成)



としての地先の海を確保しようとし、旧くるみ浦領を手に入れた早瀬浦と日向浦との度重なる争いのなかで形成されたと捉えられよう。

慶安三年の相論の裁決を記した同年史料がないため、結果について詳細は不明であるが、延享二年（一七四五）の相論関係史料から、龜ヶ崎の大網については日向浦に認められたことがうかがえる。⁽²⁹⁾ また瀬嶋の大網についても、「御代様廿三年以前にも此瀬島と申所ニ、絵図に大網を仕、瀬島を山堺ニ立、朱引仕、指上ケ申候ニより、対決仕候得者、武田様之御書之通、被為仰付」と日向浦が述べているように、日向浦の勝訴となつたようである。⁽³⁰⁾ 早瀬浦は、旧くるみ浦領の継承という立場をもつて、「くるみの領内」における新たな漁場を模索しながら、地先の海の生業を維持し、安定化させようと試みていたものの、「此外数度御代々ニくるみ領内之相論申懸候得共、日向浦利運ニ被為仰付候」と、⁽³¹⁾ 歴代の領主から漁場を安堵された証文を背景とした日向浦にはなかなか太刀打ちできない状況に置かれていたことがわかる。そのためには「くるみ浦海山共ニ早瀬浦之可為知行と御座候を証拠ニ申上候得共（中略）早瀬より少もはたらき申事無御座候」と、実際には大網を建てることを断念しているのである。村の立地や地形的な環境により、ある生業において隣村よりも劣勢に立たされた場合、他の生業に活路を見いだしていく必要に迫られることとなる。では、日向浦との地先漁場の占有において劣勢にあつた早瀬浦の場合はどのように村の生業の場を拡げていったのだろうか。

二 競合がもたらす生業の選択

明暦四年（一六五八）、早瀬浦は「くるみ（み）」山の下草をめぐつて久々子村と相論となつて⁽³²⁾いる。早瀬浦の東に隣接する久々子村は、海村ではあるが、海側にはなだらかな砂浜が拡がっており、網を建てられる漁場は多く

ない。また、早瀬浦と境を接する伊切山を除くと、村内は平坦な土地が多く、久々子村は海村でありながら海岸沿いの砂浜での塩業と水田を中心とする農業、そして久々子湖での漁業を主な生業とする村であった。なかでも、村高四七五石四斗の田畠を維持するためには多くの肥料を必要としたが、久々子村は周辺の山だけでは十分な「こる草(一畝)かり(一斗)可申処無御座」と主張している。そのため、早瀬浦に対して久々子村の山である戸(遠)山において藪を刈ることを許可し、また久々子湖でしじみ漁を行うために久々子村に支払っていた「年貢」を早瀬浦だけには免除する代わりに、早瀬浦が所持していたくるみ山に田草を刈りに入るといのがおよそ二八年以前(寛永七年二六三〇)頃か）からの取り決めであったという。この時も、久々子村が例年通りに草刈りに出かけたところ、突然「早瀬浦之者、りふじん(理不尽)ニ草かり舟之道具取申(中略)今かう(耕作)さく時分之事(中略)郷組庄屋中へ相届ケ、同廿四日(四月)ニ草かり候て、船五艘ニ積申候得共、其草沓把もなき様ニ海へ取すて、また舟道具を取、其上草刈をさんく(一)ちやうちやく(打)仕候」と、早瀬浦からの妨害を受けたのである。⁽³³⁾

両者の争いは、実は五年前(承応三年一六五三)年にも発生していて、その時は郷組庄屋中が仲裁したことで事なきを得たが、明暦四年の相論では、この問題はその後小浜藩の法廷において争われることとなったようである。その際、久々子村が田草刈りの関係を取り結んでいた常神半島西側の村々から、久々子村との関係について小浜藩の代官田村吉右衛門と鳥見助兵衛に報告させている。それによれば久々子村は、くるみ山だけでは田草が足りないため、二八年以前は常神半島の先端に位置する常神浦の持ち分に道を作ることと引き替えに田草を刈らせてもらっていたが、近年は小川・遊子・神子浦から買い取ったり、分けてもらっていたという。⁽³⁴⁾久々子村の訴えに対し、早瀬浦はくるみ山が木村由信に安堵されたことを強調した上で、久々子村には久々子湖周辺の持山や、松原村・郷市村・金山村・大藪村と五ヶ村共有の草刈山があるため、くるみ山において田草を刈るようなことは以前よりなかったと主張し、真つ向から対立している。⁽³⁵⁾相論の結果、久々子村に「くるみ山ニ草かり申間

敷」との判決が下っている。⁽³⁶⁾ではなぜこの時に、早瀬浦はくるみ山における久々子村の田草刈りを拒否するようになったのだろうか。

小浜藩への返答書のなかで、早瀬浦は「くるみ山にてかやをかり、村中之やねのしゆり仕、又ハれうぶ(虎杖)・いたどり(船)・あざみと申草ハ、年中れうニ参候時めし(飯)のまぜニ仕候」と、造作や食料採取のために必要な山であると述べている。たしかに、萱や山菜も、村人たちにとって重要な利益ではあるが、この時期に相論が発生したのには、もう少し別の理由があったのではないだろうか。

【史料3】 万治二年（一六五九）四月十日 くるみ山田草刈ニ付早瀬浦返答書写

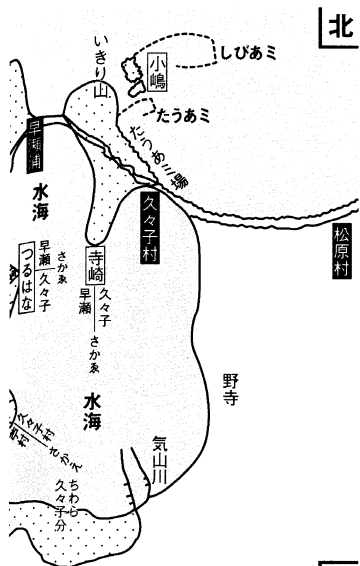
乍恐返答言上仕候

〔早瀬浦有文書〕、「梶本」N 0629、「美浜」23

一、早瀬浦くるみ山にて久々子村より田草かり申由申上候へ共、くるみ山にて田草からせ申候儀無御座候、しづめ(貝)がいと遠山と引替に遣候由、久々子村より申上候へ共、左様にてハ無御座候、しづめがいハむかしより取来り申候、遠山之儀ハつるばつと申所より北ハ早瀬分にて御座候、早瀬より此山に切島仕候処ニ、当 御代に御検地御

座候て、御年貢御付被為成候へ共、久々子村分としてハ老ヶ所も無御座候、皆早瀬分ニ御座候御事、(後略)

【史料3】は、明暦四年から続く訴訟に対し、早瀬浦が返答した文書である。それによれば、久々子



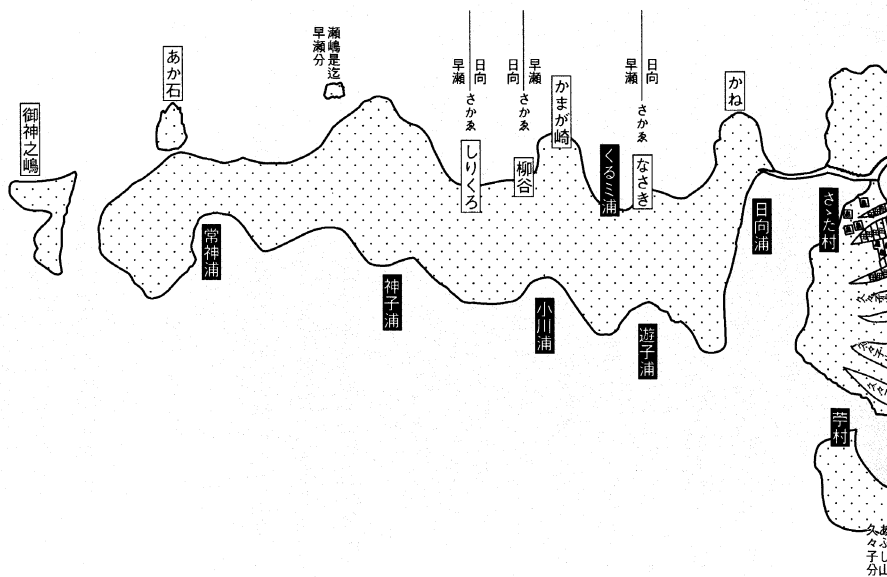


図4 常神半島海山絵図(年月日未詳「上野山九十九家文書」より作成)

村と境を接する遠山において、早瀬浦が「切畠」を開発し、すでに検地帳に登録されていると記されている。遠山とは、久々子村・早瀬浦から久々子湖を挟んだ対岸の山で、早瀬浦に伝来する絵図にも田畠が開発されている様子が確認できる(図4)⁽³⁷⁾。つまり、この頃から早瀬浦は自村の持山に田畠を開発しようとしていたことがうかがえるのである。遠山は、「つるはな」と呼ばれる場所の境に、北が早瀬、南が久々子の領内であり、早瀬浦側の山にしか切畠はないと早瀬浦は主張しているが、実際にはこの場所には両者が切畑を作っていたようである。久々子村は、領内の耕地のうち、それまで畠だったところを田に作り替えたが、領内に畠を持たない久々子村の百姓が久々子村の持山において切畠を作り境界を越えて耕地化したことで、再び貞享三年(二六八六)に相論となつて⁽³⁸⁾いる。このように、お互いに生業の場を拡大したり、あるいは作り替えていくことによって、新たな相論が発生しているのである。また、万治二年

(二六九五) 九月には、日向浦と早瀬浦との境界にある飯盛山の境目について取り決めているが、それは早瀬浦が二反二畝二歩分の畠を「開畑」したことをきっかけに相論となっていたことがわかる。⁴⁰⁾このように早瀬浦は、この時期くるみ山についても開発を進めようとしていたのではないだろうか。

【史料4】 (延宝三年(一六七五) 九月二十三日) くるみ新田手形送付ニ付達書

(早瀬区有文書、「県複本」N 0630、『美浜』939)

沢田左衛門様被仰候、其浦弥三兵衛くるみ新田手形被遣候間、御請取可被成候、

一、行方久兵衛様判無之候間、弥三兵衛小浜江罷出候節、判取可申様ニ御申付可被成候、此手形、弥三兵衛へ御渡し候、右之通、弥三兵衛ニ御申聞可被成候、

河合市右衛門(花押)

九月廿三日

石井弥平(花押)

早瀬

庄屋

まじる

【史料5】 延宝四年(一六七六) 一月二十日 くるみ新田ニ付定書写 (早瀬区有文書、「県複本」N 0629、『美浜』39)

今度くるみ新田我等ニ仰被下候ニ付而以来、村中と定様之事、

一、田之儀「」定ニ付而仕候事、

- 一、切畠少も仕間敷候事、
- 一、時分三、荻木・こやしハ可仕候事、
- 一、右新田余村江しち物ニ入申間敷候事、
- 一、うり木ハ不及申、かぶ壺ツニ而も、くさ壺東ニ而も、余村へ出シ申間敷候事、為後日定状如件、

延宝四年

早瀬

辰ノ正月廿日

弥三兵衛（印）

早瀬浦庄屋

久右衛門殿

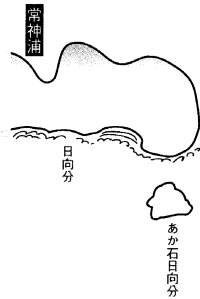
□ □ 所中

【史料4】は年未詳であるが、【史料5】との関係から延宝四年以前であると考えられる。⁽⁴¹⁾ 早瀬浦の弥三兵衛が小浜藩に許可を得て、くるみに新田を開発していることが確認できる。貞享元年（一六八四）の年貢免相には、高三石九斗三升三合の「久留見新田」が記載されていることから、延宝年間（一六七三〜八一）にはくるみ浦の新田開発が進められたことは明らかであろう。⁽⁴²⁾ そして【史料5】によれば、新田は山地に切り拓かれたと考えられるが、新田が作られたことよって、くるみ山からこやしとなる草一束でも外に出してはならないと、村中定で規定されているのである。漁業において、日向浦との相論が膠着するなかで、早瀬浦が漁業に代わる新たな生業として、田畠の開発・経営に積極的に乗り出していった様子が推察されよう。実際に早瀬浦は、以前より日向浦と漁場の占有をめぐる争っていた境戸網場を、寛永十五年（一六三八）までには日向浦に「徳分にておろし」ており、⁽⁴³⁾ 竈ヶ崎網場についても「越前者おろし」ていて、⁽⁴⁴⁾ 占有するいくつかの漁場を他の

浦に貸し出し、自ら網立てをしていない。⁽⁴⁵⁾地先の海での漁はできる限り維持しつつも、寛永期以降、村の生業を徐々に農業経営へと移行していったとみられるのである。そのため、田島に必要となる「こゑ草」の確保のため、それまでは久々子村に認めていたくるみ山への立入を禁止するに至ったのではないだろうか。

寛分ノ拾貳年子ノ年

西



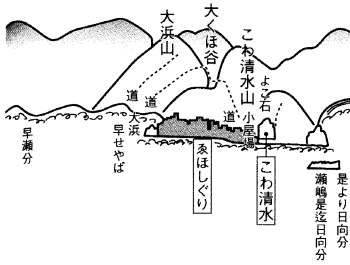
(付箋)

〔此絵圖ハ寛文拾貳年子三月この清水山に付而日向浦と寛分御座候始、卯辰子六月二日ハ浜まで遂対決、早瀬浦理嘩、被為仰付、則日向浦より料錢五疋文出し申し候、則境ハ瀬島と石西尾、相續申候、以上。〕

寛文拾年

丑ノ六月廿三日

此絵圖ひかへ、本絵圖ハ御公儀様、上り申し候。



漁場をめぐる激しい攻防を繰り返していた日向浦と早瀬浦は、その後網場をめぐる争いよりも、山をめぐる相論の方が目立つようになってくる。寛文十二年から延宝二年(一六七二〜四)にかけて、常神半島東岸の瀬嶋付近の山をめぐる両者は相論となり、郷組衆の郷市・松原・金山・気山の仲裁のもと、小浜藩での訴訟が行われている。早瀬浦は、日向浦による新の採取を止めるべく、早瀬浦の占有山を「くるみ浦之領内こわ清水山」と称し、その境は「上ハ横石西之尾、下ハ瀬島境」であると主張している。⁽⁴⁶⁾この瀬嶋は、慶安三年(一六五〇)の相論でも争点となった網場である(図5)。それに対し、「日向よりハ、上ハ大くほ東之谷、下ハあほしくり境」と主張し、瀬嶋については、「早瀬よりハ絵圖ニ山形仕、朱引いたし、瀬嶋の東の方に大網を立、瀬嶋を山境に見おろし絵図仕、差上ケ申ニ付、則絵圖のうへにて対決仕申候」⁽⁴⁷⁾と、あたかも瀬嶋に大網を立てていたような絵図を作ったと批難している。実際にこの相論の段階で早瀬浦が瀬嶋に大網を立てていたかどうかは定かではな

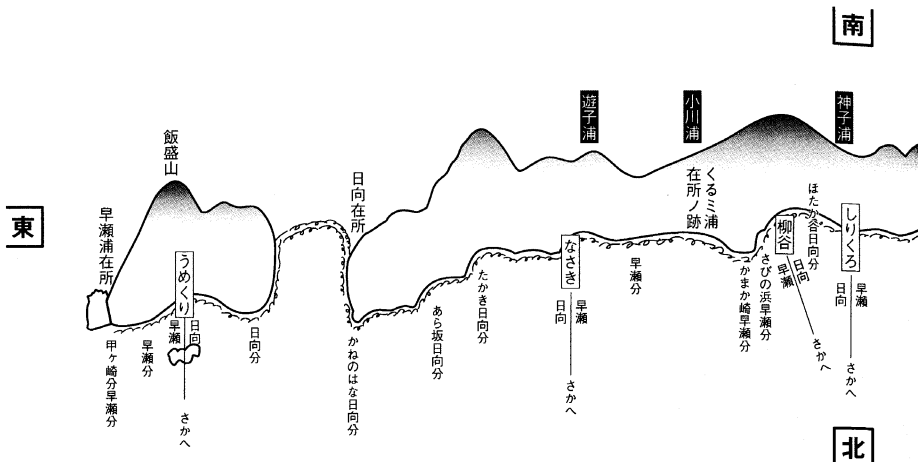


図5 早瀬・日向両浦争論絵図(寛文13(1673)年6月23日「上野山九十九家文書」より作成)

いが、瀬嶋大網の確保よりも、早瀬浦が守りたかったのは山の排他的な占有であり、それはこの時に主要な生業として確立しつつあった田島の耕作の利益を確保する不可欠な方策であったためと捉えられよう。結果として、寛文十三年に出された判決では、早瀬浦の勝訴となり、日向浦には過料五貫文の支払いが命じられた⁽⁴⁸⁾が、両者の相論は延宝二年に再燃し、再び訴訟となった⁽⁴⁹⁾。

このように、早瀬浦は村の立地や地形、隣村との力関係によつて海での生業の維持が困難となり、新たな生業を切り拓く必要に迫られたことがわかるとともに、こうした生業の転換が、新たな紛争を引き起こすきっかけになったことがうかがえる。はじめにで整理したように、同じ海村でも、漁業中心の海村や、漁業と農業と半々の海村、塩業を組み合わせた海村、商業に特化した海村など、海村の生業のあり方によつて分類されるが、こうした生業のあり方は、中世から近世にかけて争われたさまざまな生業競合のなかで模索され、獲得されて定着した海村の姿であったということができよう。

とはいえ、村が一丸となつて同じ生業に精を出していたわけでは必ずしもない。村のなかでも、数ある生業が競合し、時に

対立を生む場面も少なくない。久々子村では水田稲作と久々子湖での漁業が村人たちの稼ぎとなっていたが、庄屋であった徳右衛門が久々子湖沿岸や、寛文二年の地震によって干揚った場所を新田開発したことにより湖面が狭められ、漁をするのが困難な状況に追い込まれていた。⁽⁵⁰⁾ また、漁業を主体とする日向浦では、早瀬浦と争っていた龍ヶ崎網場と取り替えて獲得した「あしや・ちノ浦・大谷と申網場」三ヶ所の網場と、その他七ヶ所の網場を村の網場としていたが、そのうちの七ヶ所の網場を村内の七人の百姓がそれぞれ仕立て、自分の持ち分の網場のように使っていたことによつて相論となつている。⁽⁵¹⁾ 村の中で生業を主導する村人の動向が、他の村人の生業の妨げとなり、それが村内の対立状況を生んでいたことがわかるのである。村が一枚岩でないことは当然のことであるが、村内にさまざまなもめごとを抱えつつも、他村との利益をめぐる争いの際には、一丸となつて戦い、利益を確保していたということである。こうして、漁業主体の日向浦と、農業中心の久々子村に挟まれた早瀬浦は、漁業から農業へ、そしてその後酒造や千歯扱き販売など、商業の海村に変貌を遂げていくのである。では、それぞれ特徴をもつ海村は、地域社会のなかでどのようなようにして生業を分業し、相互の関係を取り結んでいたのだろうか。

三 海・山・湖利用における地域間交流と地域的分業

ここまで、日向浦・早瀬浦・久々子村を中心に、生業競合の実像と、それへの対応の推移について確認してきた。生業競合のなかで創り上げられてきた海村の特徴は、他の村との関係にどう影響したのだろうか。漁業を主たる生業とする日向浦は、常神半島東岸の多くの漁場を有する一方で、地先の海での漁業を中心的な生業としな
 い他の浦の漁場を借りて網を立てていた。明暦四年（二六五八）には、久々子村の弁財天付近にあるいか網場を代銀一三〇匁で請け負つて網を立てていたことは、先に述べたとおりである。⁽⁵²⁾ この弁財天と、その近くの小嶋

の占有をめぐることは、室町時代に早瀬浦と相論となっており、また江戸時代にも貞享二年（二六八五）に山・海の境をめぐる争っている（図4）⁽³³⁾。弁財天という場所は、村の地先の海岸線がほとんど砂浜であった久々子村にとって、ほぼ唯一網を仕掛けることのできる場所であり、慶長六年（二六〇二）には、京極高次によって鮭（鱒）網を立てることを認められていたが⁽³⁴⁾、その唯一の漁場を日向浦に貸し出した後は、この漁場において大がかりな網立てをした形跡は現存する史料からは確認できない。久々子村は、久々子湖での漁業にも力を入れており、寛永九年（二六三二）には久々子湖に大網を立てたことで、藩主京極氏から叱責を受けている⁽³⁵⁾。久々子村と早瀬浦との相論のなかでも述べられていたように、久々子湖での漁撈については久々子村に優先権が認められていたように、周辺六ヶ村にしじみ漁を認め、うち早瀬浦を除く五ヶ村からは入漁料としての「年貢」を久々子村に納めさせていた。湖での漁業に特化したため、海の漁場については日向浦に融通していたのであろう。

一方で久々子村は、元和四年（二六一八）に日向浦が所持している持山を、隣接する松原村・郷市村と共に「六斗ノ年貢」で下草を取る契約を結んでいる⁽³⁶⁾。具体的な場所は不明であるが、「牛馬并舟御入れさせ候而草山おろし」とあることから、舟を付けられる場所であったことがうかがえる。日向浦は、燃料として使用するための必要物資は採取するものの、その余分については必要とする村々に入山料を取って利用させていたことが確認できる。また慶長七年に日向浦は、山を挟んだ隣村となる常神浦に、両浦の境界近くに位置する赤石山を「壹石式斗、三年之うけ」で契約している⁽³⁷⁾。このように、日向浦が管轄する山は、その他にも広く常神半島周辺の村々に融通されていたことがうかがえるのである。また、日向浦に所属する個人の持山についても、同様に必要とする周辺村とのあいだで請山契約を結んでいたことが確認できる⁽³⁸⁾。日向浦の刀禰であった渡辺六郎右衛門は、「別所山」という日向湖の東岸で、日向浦と笹田村・早瀬浦との境に位置する山を、笹田村や松原村に利用させている。刀禰の渡辺家は、日向浦の漁業を主導するとともに、庄屋として村内外の問題に対処し、政治的交渉を行う立場

にあった。そうした立場において、自分の持山を管理し、かつ村境を確認、維持するためにも、他村への請山は合理的だったのであろう。

このように、日向浦の持山を他村に利用させる理由は、日向浦にとっては山利用の代替として他の浦の漁場を借りるという実質的な利益となる一つあげられるが、その他には定期的に山に入ってもらうことで、山が荒れないように整備する意味合いがあったのかも知れない。だが、もう一つ大きな理由としては、やはり漁場をめぐる相論に際して、漁場境の延長に位置する山を自村の持山として占有していることを示すためにも、日向浦にとつて他村との請山慣行は必要だったのではないだろうか。

【史料 6】寛文十二年閏六月十五日 赤石山覚（渡辺六郎右衛門家文書、「県複本」N 0160、『美浜』1773）

赤石山覚

一、拾五年以前ニ寺作申ニ付、寺ノ地を引申、てつたいかしきたり候、てつたい引替ニ赤石山不残、ほたか
 谷山・柳谷山不残、高木山不残、あら坂山不残、右之引替ニ相渡申御事、

右之山境も、久々子松原へ■渡し申候、

■後五年以前ニ当年しりくろの谷よりほたか谷・柳谷・さひ之浜東の道迄赤石山者てうしよほし岩を限り、またの浜迄、久々子村佐太夫ニ当年をろし申候へ共、此者相果申候、

一、寛文拾年ニ赤石山てうしよほし岩ヲ限またの浜迄、米式斗五升ニ久々子村・松原村相組ニて六人ニをろし申候、去年もをろしのやくそく■いたし引申ニ付、■かり不申候と断申ハ、年貢を取不申、

久々子村

己右衛門

松原村

五郎木郎

三郎五郎

仁兵衛

甚四郎

三郎二郎

一、唯今早せより申掛候山之儀者、

御代様式拾六年以前ニ海山の相論仕、日向浦証文之上にてたしかなる

御意をことほり申候

日向浦庄屋

六郎右衛門（印）

組頭孫左衛門（印）

寛文拾弍年

彦兵衛（印）

閏六月十五日

九左衛門（印）

西郷組庄屋中

※■は破損により読解困難

【史料6】は、早瀬浦との山相論が続いていた寛文十三年（二六七三）閏六月に作成された文書である。これによれば、日向浦は、①「寺作」の作業を久々子村・松原村に手伝ってもらった代わりに、赤石山以下、日向浦の

持山を渡していること、②久々子村佐太夫に日向浦持山について請山契約をしていること、③久々子村・松原村組として赤石山を借り受けていることについて、久々子・松原両村から確認を取っていたことがわかる。日向浦がこのような確認を取っていた背景には、隣村の証言が、日向浦と早瀬浦との山相論において、自村の山保有を証明するための証拠として必要となることが見越されていたためと考えられる。実際に、【史料6】で確認されている①②③については、翌年六月六日に御奉行所宛に出された山相論に関する日向浦からの返答書のなかに、①については「日向浦草庵作り」のため、久々子村・松原村から人足を借り受け、その代わりに日向浦持山において「田草をからせ」たこと、②・③については、久々子村四郎助と松原村の五人が久々子村佐太夫と同様に「米式斗五升」で請け負っていることが記載されているのである。⁵⁹このように日向浦にとつての請山契約は、自村にとつては余分の利益を貸し出すことによつて、その利益場を保有していることを主張するための証拠となつていたと考えられるのである。日向浦が、自村や個人の持山を他村に請山させていた理由には、そうすることによつて自村の境と山の領域を確保しようとしていた側面があつたことを確認することができる。また、この時の日向浦の返答書には、「両村之百姓被召出、御吟味被為成被下候者、難在可奉候御事」とも述べられていることから、訴訟を有利に進めるためには近隣村の証言が重要となることもまた心得ていたのであろう。地域的分業に伴う利益をめぐる日常的な地域間交流は、非日常である他村との訴訟を有利に導くための布石の意味をも兼ね備えていたのである。

おわりに

三方五湖のほど近く、かつての春日社領耳西郷一帯を氏子にもつ宇波西神社では、王の舞・獅子舞・田楽を奉

納する祭礼が中世以来催され、現代にまで受け継がれている。この祭礼がいつから行われていたのかは定かではないが、宇波西神社に伝来する文書からは、遅くとも大永年間（一五二一～二七）には、三つの芸能を奉納する形で毎年行われていたことを知ることができる。⁽⁶⁰⁾ 現在では早瀬浦は氏子に含まれていないが、中世末から近世初頭までは、早瀬浦やくるみ浦をも含む、三方五湖を取りまく村々が氏子となっており（前掲図1のうち、白抜き文字で表記した村々）、これらの村々が一堂に会する祭礼は、まさに地域の一大行事であったといえよう。⁽⁶¹⁾ したがってこの祭礼には、村々のあいだで取り結ばれていた様々な関係が確認される場となっていたことは想像に難くない。大永二年の祭礼の際、早瀬浦・日向浦・くるみ浦が魚を奉納しているのは、漁業特権を認められていることへの対価であると春田氏も指摘しているように、⁽⁶²⁾ 生業における優位性を示し、確認する場として機能していたと考えられよう。⁽⁶³⁾

一方で、氏子の村々の協働によって開催される祭礼を通じて、村々に共有される地域意識も培われたと考えられる。生業における対立・軋轢を相互に抱えながらも、利害の一致する案件については協力し、また対立を回避するために地域的分業にもとづく融通をはかるなど、⁽⁶⁴⁾ 村が周辺地域と共生できるような仕組みを模索し、創造するための場としても、この祭礼は機能していたのではないだろうか。寛文十二年（二六七二）の日向浦と早瀬浦との山相論に、氏子である郷市村・松原村・金山村・気山村が内済に入っていたり、⁽⁶⁵⁾ 【史料6】にあるように日向浦は自村の訴訟に近隣村の後押しを取り付けようとして、「西郷組庄屋中」に根回ししたりと、江戸時代には自村の生業を確保するためには、周辺村との協力関係が不可欠となる。

したがって今後は、宇波西神社の氏子圏にまで検討範囲を拡張、三方五湖周辺の地域における中世から近世までを見通して、利益の共同利用や生業の地域的分業のあり方、さらには生活必要物資の交換などの状況をふまえ、郷組衆の範囲や、宇波西神社祭礼のもつ役割などについて追究していく必要があるだろう。また、村の生業は多

様であり、一つに収斂するわけではない。そうした多様な生業を村として、あるいは個人としてどのように維持していたのか、一村のなかにおける村と個人との関係を見据えて追究していくことも必要となろう。特に、村の生業や政治・外交を主導する有力百姓（いわゆる土豪）の村内での活動について検討することは、村の生存および村の生業を解き明かす上で重要な視角となる。当該地域には、まだ未調査の文書も多く現存しているため、そうした文書の掘り起こしを進めつつ、すべて今後の課題としたい。

注

- (1) 山口徹『近世海村の構造』（吉川弘文館、一九九八年）、春田直紀『日本中世生業史論』（岩波書店、二〇一八年）など。
- (2) 高橋美貴『近世漁業社会史の研究』（山川出版社、一九九五年）、定兼学『近世の生活文化史』（清文堂、一九九九年）、後藤雅知『近世漁業社会構造の研究』（山川出版社、二〇〇一年）、橋村修『漁場利用の社会史——近世西南九州における水産資源の捕採とテリトリー』（人文書院、二〇〇九年）など。
- (3) 若狭湾沿岸海村については、さしあたって春田前掲注（1）著書と、網野善彦『海の国の中世』（平凡社ライブラリー、一九九七年）、岡田孝雄遺稿集『近世若狭湾の海村と地域社会』（若狭路文化研究会・財）げんでんふれあい福井財団編、二〇〇九年）を挙げておく。
- (4) 慶安三年（一六五〇）閏十月十八日早瀬・日向両浦網場絵図（上野山九十九家文書）三、『福井県史』資料編8中近世六。なお、『福井県史』については、資料編は『福』資、通史編は『福』通と略し、その巻数を示す。また、本稿に収載した図はすべて、中村希氏に作成いただいた。ここに記して謝意を表したい。
- (5) 慶安三年閏十月九日早瀬浦新規大網仕立ニ付差止方願書写（早瀬区有文書）六、『福』資8。なお、同文書は日向浦の刀禰を務めた渡辺家に伝来した「渡辺六郎右衛門家文書」にも写が伝来している（福井県文書館写真帳複製本番号N〇一五八所収。なお、自治体史未収載文書の引用に際しては、福井県文書館複製本に収載されて

いる場合は「梟複本」と略しその複製本番号を示す。

(6) 慶安三年閏十月十八日大網仕立出入ニ付返答書写（「早瀬区有文書」七、『福』資8）。

(7) 福井県美浜町が作成している小字図には、美浜町の山地域の小字名とともに、所管する地区名が併記されており、常神半島東岸地域の地先の所屬を確認することができる。

(8) 天正五年（一五七七）九月十日粟屋長景・市原八郎右衛門尉連署奉書（「渡辺六郎右衛門家文書」三四、『福』資8）。

(9) 『福』通3。

(10) 河村昭一『若狭武田氏と家臣団』（戎光祥出版、二〇二〇年）。

(11) 天正十二年（一五八四）八月十八日木村由信判物（「早瀬区有文書」三、『福』資8）。

(12) 寛文十三年（一六七三）六月二十三日早瀬・日向両浦争論絵図（「上野山九十九家文書」、「梟複本」N〇五九六所収、『わかさ美浜町誌』第七巻巻末目録番号三六。なお、自治体史未収載文書のうち、『わかさ美浜町誌』第七巻巻末目録に記載がある文書等については『美浜』と略し目録番号を示すこととする）。また、二〇一九年にくるみ浦の現地調査を実施した際に、集落跡や宗教施設跡、西向きにまとめられた石造物群を確認した。住居跡からは、須恵器も発見され、古代以来の集落が存在したことが推測されるが、本格的な調査は今後進めていく予定である。

(13) 寛文十二年八月二日日向浦との海境等ニ付早瀬浦言上書写（「早瀬区有文書」、「梟複本」N〇五九八所収、『美浜』三四）。

(14) （寛文十三年三月）早瀬浦・日向浦赤石山相論ニ付返答書写（「渡辺六郎右衛門家文書」、「梟複本」N〇一六〇所収、『美浜』一七七六）。

(15) くるみ浦の退転と、魚見大夫の移住については、外岡慎一郎「天正地震」と越前・若狭（『敦賀論叢』二六号、二〇二二年）を参照。なお、くるみ浦は天正十一年後半から十二年前半には退転し、木村由信に「目をかけ」られていた魚見大夫は、その後天正十三年（一五八五）の八月までに日向浦に移ったようであるが、それに伴って漁場の利権が日向浦に移ることはなく、魚見大夫には夏の間、日向が所持するいか網場の一部が与えられ

- たようである（天正十一〜十三年カ）木村由信書状「渡辺六郎右衛門家文書」五一、『福』資8。
- (16) 天正十五年（一五八七）十月吉日網場相論裁定証文案（「渡辺六郎右衛門家文書」三九、『福』資8）。
- (17) 文禄二年（一五九三）五月十六日浅野直元網場裁許書状（「渡辺六郎右衛門家文書」四二、『福』8）・文禄四年一月二十八日木下勝俊判物（「渡辺六郎右衛門家文書」四六、『福』資8）。
- (18) （文禄三年）五月二十日日向浦百姓申状写（「渡辺六郎右衛門家文書」四五、『福』資8）。
- (19) なお境戸網場について、この後の経緯は不明であるが、寛永十五年（一六三八）の相論の時までには早瀬浦の領分となり、「徳分」を納めるといふ契約で日向浦に貸し出されていたようである。しかし、寛永十四年にはその「徳分」納入が滞り、問題となっている（寛永十五年早瀬浦くるみ松ヶ崎鱒網立二付再願書写「早瀬区有文書」、「梟複本」N〇五九八所収、『美浜』一四）。
- (20) 前掲注（8）史料に「両刀禰」とあり、文禄三年三月二十八日浦公事銭覚案（「渡辺六郎右衛門家文書」四四、『福』資8）および（江戸後期）渡辺六郎右衛門家過去帳（「渡辺六郎右衛門家文書」、「美浜」一二八頁所収）により、両刀禰のうちの一方が渡辺家であることが確認できる。もう一家の「孫四郎」家については不明であるが、正保年間とみられる日向浦船数之覚（「渡辺六郎右衛門家文書」、「梟複本」N〇二五八所収）によれば、江戸時代には刀禰と呼ばれたのは渡辺家のみ限定されたようである。
- (21) 慶安三年一月二十四日烏賊網場請状（「加茂徳左衛門家文書」、「梟複本」N〇七五七所収、『美浜』三四八六）・明暦四年（一六五八）二月二日烏賊網場請状（「加茂徳左衛門家文書」五、『福』資8）・同年二月三日烏賊網場請状（「加茂徳左衛門家文書」、「梟複本」N〇七五七所収、『美浜』三四九二）によれば、江戸時代には、久々子村の地先にあるいか網を年季で借り受けて網を立てていることがわかる。
- (22) 永正七年（一五一〇）四月十六日中屋常慶置文（「浜野原三郎家文書」一、『福』資6）・前掲注（5）史料・正保四年（一六四七）二月十日日向浦船数之覚（「渡辺六郎右衛門家文書」六三、『福』資8）。
- (23) 文化六年（一八〇九）日向浦諸公事覚帳（「渡辺六郎右衛門家文書」、「梟複本」N〇一五八所収）。
- (24) 永享八年（一四三六）六月二十日天竜寺下知状・明応七年四月二十二日粟屋賢家書状（「上野山九十九家文書」一・二、『福』資8）。

- (25) 前掲注(6) 史料。
- (26) 前掲注(19) 史料。
- (27) 前掲注(6) 史料。なお、竈ヶ崎網場は、慶長十三年(一六〇八)の相論の際、木下勝後の改易後に若狭国に入部し初代小浜藩主となった京極高次の家臣多賀越中守良利によって早瀬浦の占有が安堵され、代わりにくるみ浦のいか網四側のうち三側を日向浦に引き渡すこととなった(慶長十三年)八月二十四日大網・いか網出入二付多賀大炊書状「早瀬区有文書」四、『福』資8)。しかし、この網場には日向浦も「名吉網」を立てており、たびたび相論となっている。また、この時の主要な争点であった松ヶ崎網場については、その後延宝九年(一六八一)に近隣村である気山村・大藪村・金山村の内済により解決している(延宝九年二月二十六日早瀬浦松ヶ崎網場定ニ付扱状「早瀬区有文書」九、『福』資8・「渡辺六郎右衛門家文書」、「県複本」N〇一五八所収)。
- (28) (年月日未詳) 日向浦・早瀬浦海山境絵図(「上野山九十九家文書」、「県複本」N〇五九六所収、「渡辺六郎右衛門家文書」、「県複本」N〇一五九所収、『美浜』二五〇五)。
- (29) この時の判決文は現存していないが、延享二年(一七四五)の相論史料のなかに、「慶安年中以来仕来候通、大網相立、西口ノ網無用ニ可致候」との採決が出されていることから、日向浦の言い分の方が承認されたと判断できる(延享二年カ) 日向浦・早瀬浦網獵公事対決申渡覚(「上野山九十九家文書」、「県複本」N〇五九六所収)。
- (30) 寛文十三年(一六七三)六月六日赤石山相論ニ付日向浦返答書(「渡辺六郎右衛門家文書」、「県複本」N〇一六〇所収、『美浜』一七八〇)。なお、「武田様之御書」とは、大永二年(一五二二)十二月二十二日武田氏奉行人連署奉書(「渡辺六郎右衛門家文書」二一、『福』資8)を指している。
- (31) (寛文十三年) 日向浦・早瀬浦赤石山相論ニ付口上書之覚(「渡辺六郎右衛門家文書」、「県複本」N〇一六〇所収、『美浜』一七八三)。
- (32) 明暦四年五月十四日くるみ山田草刈ニ付久々子村庄屋願書写(「加茂徳左衛門家文書」、「県複本」N〇七一六所収、『美浜』三四九三)。
- (33) 万治二年(一六五九)三月二十三日くるみ山田草刈ニ付久々子村言上書写(「早瀬区有文書」、「県複本」N〇六二九所収、『美浜』二二)。

- (34) (明暦四年) 六月十日久々子村へ常神浦山の草刈らせ申覚・久々子松原へ小川浦山のこゑ草売申覚・久々子村へ遊子浦山のこゑ草とらせ申覚・久々子松原へ神子浦山のこゑ草売申覚(すべて「早瀬区有文書」、「県複本」N〇六二九、N〇六三〇所収、『美浜』九三二〜九三四)。
- (35) 万治二年卯月十日くるひ山田草刈ニ付早瀬浦返答書写・万治二年四月日くるひ山田草刈ニ付追而申状写(すべて「早瀬区有文書」、「県複本」N〇六二九所収、『美浜』二二三〜二二五)。
- (36) 貞享三年(一六八六)十二月十九日早瀬浦と山境相論ニ付返答書写(「加茂徳左衛門家文書」、「県複本」N〇七二六所収、『美浜』三五五三)。
- (37) (年月日未詳) 常神半島海山絵図(「上野山九十九家文書」、「県複本」N〇五九六所収)。
- (38) 貞享三年三月十八日遠山切島ニ付口上之覚・同年四月五日相論山地へ立入差止請状・同年六月十四日遠山相論先例ニ付言上書写(「早瀬区有文書」、「県複本」N〇六二九所収、『美浜』五一〜五三)・貞享三年三月二十八日切畑ニ付一札写・同年八月六日遠山村境ニ付早瀬浦目安写・同年十二月十九日早瀬と山境相論ニ付返答書之覚(「加茂徳左衛門家文書」、「県複本」N〇七二六所収、『美浜』三五四九・三五五一・三五五三)。
- (39) 万治二年九月二十四日薬師堂分山境ニ付起請文写(「渡辺六郎右衛門家文書」、「県複本」N〇一六一所収、『美浜』一七四三・一七四四)。
- (40) 万治三年五月十五日早瀬浦検地帳写(「渡辺六郎右衛門家文書」、「県複本」N〇一五五所収、『美浜』一七四五)・万治三年(一六六〇)五月日笹田観音堂山開畑ニ付宛証文写(「渡辺六郎右衛門家文書」、「県複本」N〇一六〇所収、『美浜』一七四六)。
- (41) 文中にみえる「行方久兵衛」が、小浜藩の役人として、正保四年(一六四七)に作事奉行、万治二年(一六五九)に郡奉行、寛文三年(一六六三)に勘定奉行、延宝三年(一六七五)に関東組者頭を勤めている事から考えると、延宝三年以前と考えるのが妥当であろう。
- (42) 貞享元年(一六八四)十一月五日早瀬浦御年貢免相(「早瀬区有文書」、「県複本」N〇六一九所収、『美浜』四五)。
- (43) 前掲注(19)史料。
- (44) 前掲注(29)史料。

- (45) その後も、坂尻・菅浜・竹波・丹生・北田の五ヶ浦に早瀬が占有する鰯網場を五年の年季で売り渡している（天和一年（二六八一）十二月二十九日早瀬浦鰯網場買請証文「早瀬区有文書」一〇、『福』資8）。
- (46) 前掲注（13）史料。
- (47) 前掲注（31）史料。
- (48) 寛文十三年（二六七三）六月二十二日早瀬浦・日向浦山境裁許ニ付覚（上野山九十九家文書、「県複本」N〇五九六所収、『美浜』三五）・寛文十三年六月廿三日早瀬浦・日向浦山公事ニ付一札写（渡辺六郎右衛門家文書、「県複本」N〇一六〇所収、『美浜』一七八一）。
- (49) 延宝二年五月日向浦・早瀬浦山境相論ニ付日向浦口上書之覚（渡辺六郎右衛門家文書、「県複本」N〇一六〇所収、『美浜』一七八七。ほぼ同文の写しは「早瀬区有文書」、「県複本」六二九所収、『美浜』三七）・延宝二年六月日向浦・早瀬浦山境相論ニ付返答書写（「早瀬区有文書」、「県複本」N〇六二九所収、『美浜』三八）など。享保十四年（一七二九）八月二十三日三方郡久々子村公事決断申達書写（加茂徳左衛門家文書、『わかさ美浜町誌』第七卷二〇四〜二〇九頁所収）。
- (50) 延宝六年（二六七八）七月七日鰯網場・烏賊網場ニ付村方出入願書（渡辺六郎右衛門家文書、「県複本」N〇一五八所収、『美浜』一八〇六）。
- (51) 前掲注（21）史料。
- (52) 前掲注（24）史料・貞享二年八月二十五日伊切山境ニ付早瀬浦起請文写・同年十月一日早瀬浦・久々子村伊切山出入済口証文（上野山九十九家文書、「県複本」N〇五九六所収、『美浜』四七〜五〇。なお、同文の写しが「加茂徳左衛門家文書」、「県複本」N〇七一六所収、『美浜』三五四三・三五四五〜三五四八にもある）。
- (53) 慶長六年（一六〇二）九月二十日京極高次判物（加茂徳左衛門家文書一、「福」資8）。
- (54) 寛永九年（一六三二）八月十六日多賀越中守・佐々九郎兵衛連署状（加茂徳左衛門家文書二、「福」資8）。
- (55) 元和四年（一六一八）三月二十五日向浦草山ニ付請証文写（渡辺六郎右衛門家文書一五六、『福』資8）。
- (56) 慶長七年三月七日常神浦山請証文（渡辺六郎右衛門家文書五二・五三、『福』資8）。
- (57) 寛文十三年四月十二日佐々田村孫十郎山請証文・同年五月十二日松原村弥四郎山請証文・同年月日松原村小右

衛門山請証文・延宝三年四月十日松原村次郎五郎・二郎八山請証文・同年四月十二日松原村小右衛門山請証文・同年四月二十日松原村三右衛門・五郎助山請証文（「渡辺六郎右衛門家文書」、『県複本』N〇一六〇所収、『美浜』一七七七〜九・一七九四〜七）。

(59) 前掲注(30)史料。

(60) 大永二年(一五二二)三月吉日上瀬宮祭礼神事次第写(「宇波西神社文書」七、『福』資8)。なお、宇波西神社の祭礼については、高牧實「若狭宇波西神社の田楽頭と宮座」(同『宮里村落の史的研究所』所収、吉川弘文館、一九八六年)、『宇波西神社の神事と芸能』(三方町教育委員会、一九七九年)、『わかさ美浜町誌』第四卷(美浜町誌編纂委員会、二〇〇八年)などに詳しい。

(61) 上瀬宮祭礼田楽頭文(「宇波西神社文書」、『わかさ美浜町誌』第四卷所収)によれば、早瀬浦は天正十三年(一五八五)までは田楽頭役を務めているが、その後については確認できない。

(62) 春田直紀「中世後期の莊郷秩序と漁村」(『年報中世史研究』一九号、一九九四年)。

(63) 早瀬浦が、宇波西神社の氏子から抜けた時期は確定できないが、自村の生業の優位性を地域社会に認知してもらう必要がなくなる、あるいは認知してもらえない状況のなかで祭礼に参加する意味そのものを喪失したという可能性も考えられる。

(64) 日向浦が寛永十二年に日向湖と海を繋げる開削を行ったことにより、気山村の田地に水が行かなくなってしまうため、日向浦は自村の田と気山の干上がった田を交換し、解決をはかっている(万治二年五月廿三日気山村田畠成高取扱ニ付願書「渡辺六郎右衛門家文書」六四、『福』資8)。漁業を主要生業とする日向浦と、農業を主要生業とする気山村とのあいだの融通であると捉えられる。

(65) 寛文十三年七月十一日早瀬・日向山出入口書之覚(「渡辺六郎右衛門家文書」、『県複本』N〇一六〇所収、『美浜』一七七四)。

〔附記〕 本稿はJSPS科学研究費補助金基盤研究(B)18H00710による研究成果の一部である。

編者略歴

蔵持重裕(くらもち・しげひろ)

立教大学名誉教授。

専門は日本中世史。

著書に『日本中世村落社会史の研究』(校倉書房、1996年)、『中世村落の形成と村社会』(吉川弘文館、2007年)、編著に『中世の紛争と地域社会』(岩田書店、2009年)などがある。

にほんちゆうせいしやかい
日本中世社会と村住人
むらじゆうにん

編者 蔵持重裕

制作 (株) 勉誠社

発売 勉誠出版(株)

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町二丁目一四
電話 〇三―五二―五一九〇二(代)

二〇二二年九月二十八日 初版発行

印刷 中央精版印刷
製本

ISBN978-4-585-32009-8 C3021